

災害廃棄物対策
現地支援チームオペレーションマニュアル

第1版：平成31年3月

環境省災害廃棄物対策室

目 次

1	現地支援チームで環境省職員が果たす役割	1
2	現地支援チームの業務遂行に向けた準備	2
(1)	現地支援チームオペレーションマニュアルの目的	2
(2)	現地支援チーム体制と役割	2
(3)	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	4
(4)	安全・健康管理	5
(5)	現地携帯品	6
(6)	連絡手段、ツールの確認	7
(7)	現地支援の記録と引き継ぎについて	7
(8)	宿泊費及び旅費の取扱いについて	7
3	フェーズに応じた現地支援チームの業務	8
(1)	フェーズ1：先発隊としての支援	10
(ア)	被災状況の把握	10
(イ)	都道府県の対応	12
(ウ)	被災市町村の体制	13
(エ)	発災後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集	18
(オ)	災害廃棄物の発生状況	20
(2)	フェーズ2：災害廃棄物への対処支援	24
(ア)	公衆衛生の確保	24
(イ)	災害廃棄物発生量推計	26
(ウ)	仮置場	26
(エ)	住民やボランティアへの周知	29
(オ)	支援要請と支援のマッチング	30
(3)	フェーズ3：処理体制確立に向けた支援	31
(4)	フェーズ4：補助金事務等の継続支援	32
(5)	現地支援チームの撤収タイミングについて	32
	別添	33
	現地支援チーム 日報	34
	現地支援チーム情報共有シート	36
	参考資料1 災害廃棄物対策として重要な資料	37
	参考資料2 災害廃棄物処理の基本原則・特例	38
	参考資料3 災害廃棄物対策現地支援チームQ&A集	41

1 現地支援チームで環境省職員が果たす役割

平成 30 年 7 月豪雨災害では、西日本各地で多大な被害が発生しました。環境省としては、発災後に被災自治体に対する現地支援チームを、岡山県、広島県、愛媛県に派遣し、本省職員及び各地方環境事務所職員との連携により、活動を行ってきました。

多くの環境省職員が現地に入り、組織の垣根を超えた分野横断的なチーム編成となりましたが、各自が着実に支援業務をこなしてきました。

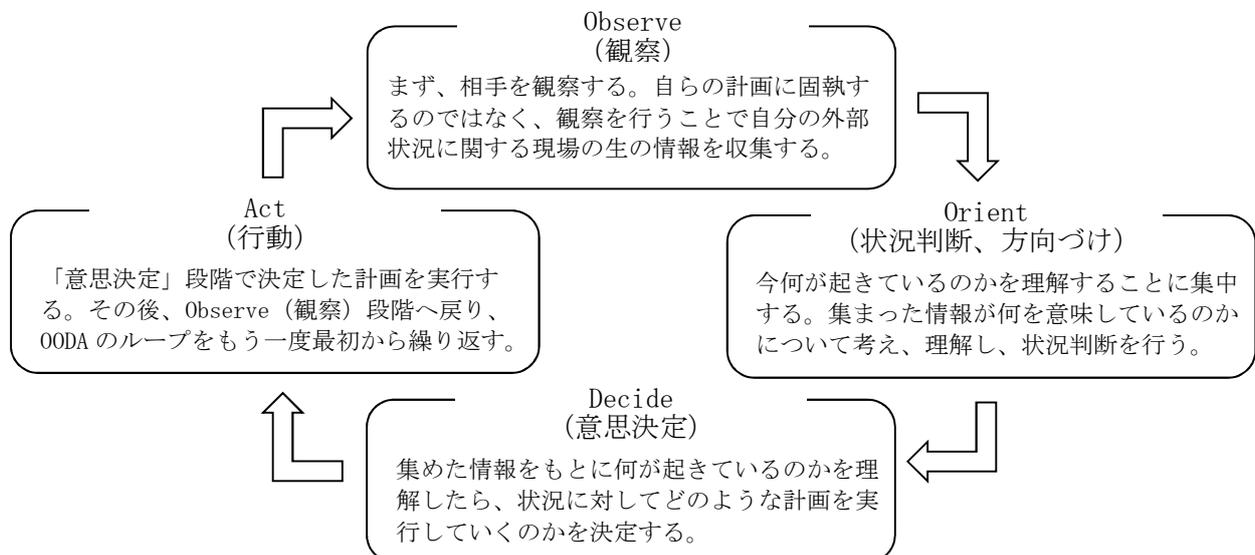
一方で、「災害廃棄物対策の予備知識がなく、いきなり現地へ入ってしまった」「現地の災害対応のフェーズに合わせて、どのような対応が必要なのかが分からなかった」などの課題が指摘されています。南海トラフ地震など、広範囲における大規模災害の発生が予見されるなか、複数の現地支援チームが構成されることも容易に想定されますので、環境省職員として、現地支援の基本的な対応については理解をしておかなければなりません。

また、平時から自治体が災害廃棄物対応を向上するための準備を着実に進めている状況のもと、発災時において災害廃棄物処理を加速させるために、環境省や災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) から構成されるチームが機能することが本来の求められる役割です。環境省職員には、OODA ループ^(※)を回すことを念頭に現地支援チームをマネジメントし、被災状況や自治体の対応状況などを踏まえ、何の支援が必要なのかを現場が判断するために、災害廃棄物対策の基軸となるものを共通認識としておくことも必要です。

このような背景から、地方環境事務所の災害廃棄物対策の専門官らが現地対応のなかで会得したノウハウ・経験等を参考に、自治体の災害廃棄物対応のフェーズに応じて行われるべき標準的な支援業務をまとめました。今後の災害対応において、本省及び地方環境事務所の災害廃棄物対応の人材育成の一助としての活用を期待します。

(※) OODA (ウーダ) ループとは。

OODA ループとは、下図の通り、Observe (観察)、Orient (状況判断、方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動) の頭文字をとったものになります。OODA ループは「相手の観察」から始まるのが始まり、都度調整を加えていくことができるようになれば、素早く適切な決断を下す能力が高まり、変化に対して臨機応変な対応が可能になるため、結果、現場の問題解決能力が向上する、という仕掛けになっています。



2 現地支援チームの業務遂行に向けた準備

(1) 現地支援チームオペレーションマニュアルの目的

このマニュアルは、被災自治体の災害廃棄物対策の支援を目的として派遣される現地支援チームの活動を進めるにあたり、環境省職員に必要となる事項をとりまとめています。

(2) 現地支援チーム体制と役割

現地支援チームは、表1のようなメンバーで構成され、それぞれの立場で現地支援業務を遂行することが求められます。

現地支援チームの統括を担う職員においては、現地支援チームのメンバーの特性を活かし、現地支援に対応していく必要があります。特に、過去の災害の経験や専門性を有する D. Waste-Net の活用に向けて、環境省職員がしっかりとマネジメントしていくことが大切です。

また、被災地域を所管する現地地方環境事務所は、被災自治体への継続的な支援活動の核として、メンバー交代がある現地支援チームを常に支えることが求められます。

表1 現地支援チームにおける環境省と D. Waste-Net の業務分担例

構成メンバー		業務分担例
環境省	統括 (1～2名)	➤ 現地支援チーム全体の統括 ➤ 支援業務の方向性の決定 ➤ 災害対策本部・本省・他省庁との現地調整
	統括補佐 (1～2名)	➤ 現場支援の統括（災害廃棄物の収集運搬、仮置場運営等） ➤ 自治体（都道府県・市町村）への指導・支援ニーズの把握 ➤ 補助金事務に関する自治体への助言
	担当 (1～2名)	➤ 自治体（都道府県・市町村）との連絡窓口 ➤ 現地支援チームの庶務調整（車両手配・備品管理等） ➤ D. Waste-Net との連絡・調整 ➤ 現地報告書作成
	D. Waste-Net (2～4名)	➤ 専門的知見からの技術的サポート（仮置場管理等） ➤ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援 ➤ 仮置場位置図等現地の状況の整理や報告書作成

※現地支援チームのメンバー構成は、災害規模等によって臨機応変に対応するものとする。派遣人材の選定にあたっては、本省災害廃棄物対策室または地方環境事務所にて、都度調整を行う。

※（ ）内は、現地支援チームの1班あたりに配置する人数の目安を示す。

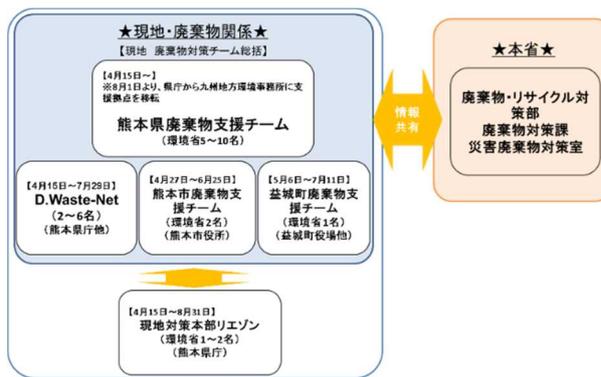
【過去の災害対応から】～D. Waste-Net 現地派遣経験者より～

- 現地確認等のため移動距離が長くなることや、拠点へ戻ってから報告書や資料作成に対応するなど体力的に厳しい条件下となることから、現場出勤が多く見込まれる支援業務の遂行は、最低でも2名体制が適当である。
- 経験者1名＋未経験者1名の2名体制とすることは、今後の対応につながる人材育成の視点からも有効と思われる。

（日本環境衛生センター（日環センター）、日本廃棄物コンサルタント協会（廃コン協））

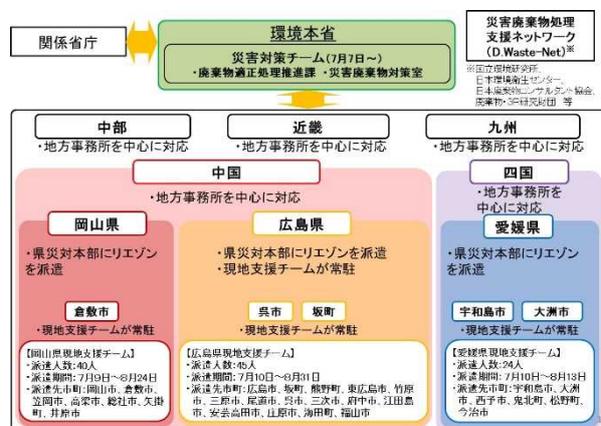
【過去の災害対応から】～平成 28 年熊本地震における現地支援チームの体制～

- 平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震において、環境省は、発災翌日の朝に九州地方環境事務所に災害対策本部を設置するとともに、同日のうちに本省災害廃棄物対策室及び九州地方環境事務所以外の 4 事務所から環境省職員 6 名、D. Waste-Net を活用して専門家 4 名、計 10 名を現地に派遣。



【過去の災害対応から】～平成 30 年 7 月豪雨における現地支援チームの体制～

- 環境省は 7 月 9 日から環境省職員及び D. Waste-Net の専門家からなる現地支援チームを岡山県、広島県、愛媛県等に順次派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施。
- D-Waste. Net は日環センター、廃コン協、国立環境研究所、廃棄物・3R 研究財団等から同 3 県へ 7 月中は約 4 名ずつ派遣し、8 月には 1～2 名ずつで対応した。



(3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

D. Waste-Net は、災害対応力向上につなげるため、人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）として、表2の体制で運用されています。環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、発災時には以下の役割・機能を担うことになります。

環境省は、D. Waste-Net の役割・体制について被災自治体へ紹介し、円滑かつ効果的に活動できるよう配慮します。

表2 D. Waste-Net メンバー一覧 (H30.12月時点)

初動・応急対応		主な役割・機能
研究・専門機関	(研究機関・学会) ○ (国研) 国立環境研究所 ○ (一社) 廃棄物資源循環学会 ○ (公財) 廃棄物・3R 研究財団	被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援
	(専門機関) ○ (公財) 自動車リサイクル促進センター ○ (公社) におい・かおり環境協会 ○ (一財) 日本環境衛生センター ○ (公社) 日本ペストコントロール協会	
一般廃棄物関係団体	(自治体) ○ (公社) 全国都市清掃会議 (民間) ○ 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○ 全国環境整備事業協同組合連合会 ○ (一社) 全国清掃事業連合会 ○ (一社) 日本環境保全協会	被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 (現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)
復旧・復興対応 (中長期対応)		主な役割・機能
研究・専門機関	(研究機関・学会) ○ (国研) 国立環境研究所 ○ (公社) 地盤工学会 ○ (一社) 廃棄物資源循環学会 (専門機関) ○ (一財) 日本環境衛生センター	被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等
廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等	(廃棄物処理関係団体) ○ (一社) 環境衛生施設維持管理業協会 ○ (一社) セメント協会 ○ (公社) 全国産業廃棄物連合会 ○ (一社) 泥土リサイクル協会 ○ (一社) 日本環境衛生施設工業会 ○ (一社) 日本災害対応システムズ ○ (一社) 日本廃棄物コンサルタント協会 (建設業関係団体) ○ (公社) 全国解体工事業団体連合会 ○ (一社) 日本建設業連合会 (輸送等関係団体) ○ 日本貨物鉄道株式会社 ○ 日本内航海運組合総連合会 ○ リサイクルポート推進協議会	災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

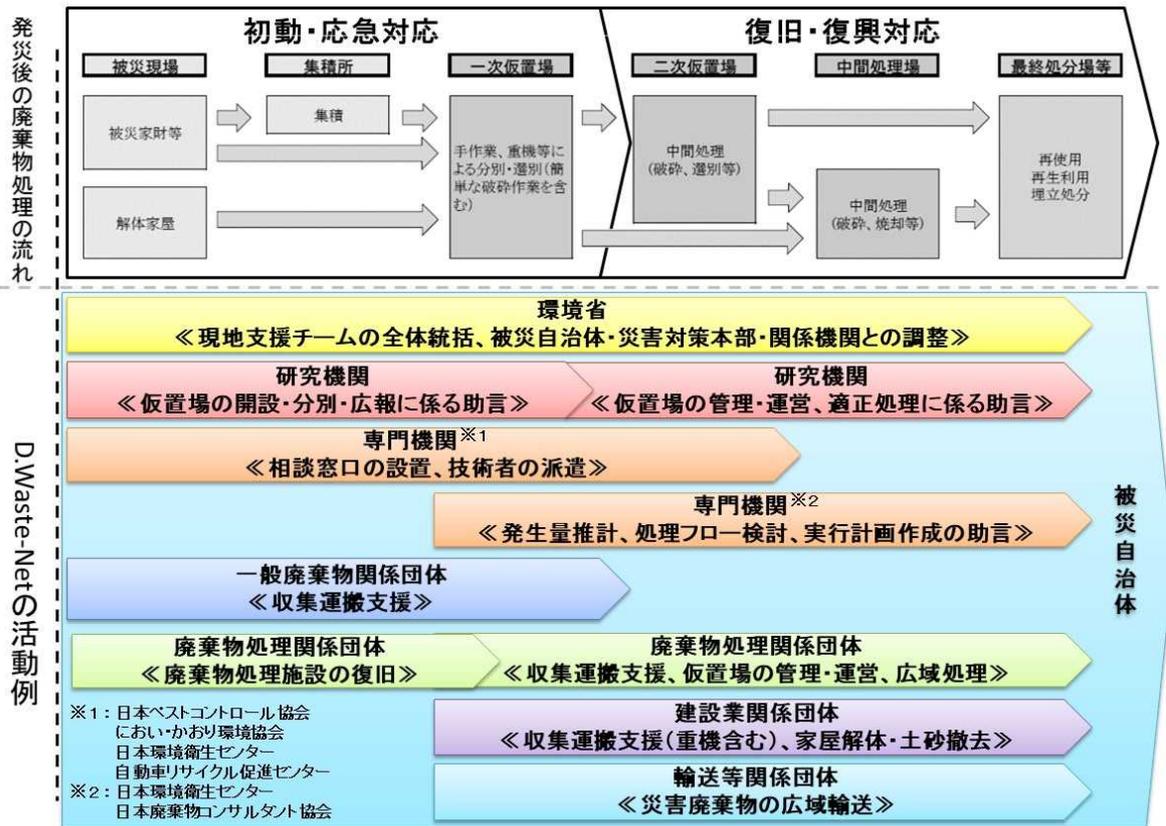


図2 災害発災時における D. Waste-Net の活動例

【コラム】 D. Waste-Net 現地支援の留意点 ～日環センターの経験より～

- 「現地支援終了後は被災自治体が自ら管理することになることから、できるだけ自立していただく」ことが重要。よって、D. Waste-Net が何から何まで実施するのでなく、被災自治体・環境省を交えたミーティングで、日々の情報を共有しながら被災自治体が自ら考え対応できるよう進めていくことが重要と考える。
- 分別の不徹底、危険物等の管理が不徹底などの課題は、その場にて被災自治体担当者を交えて対策を助言し、その日の自治体、環境省を交えたミーティングで報告する。
- なお、現場で助言するに当たり、D. Waste-Net と現場管理者等の二者間のみでやりとりするとトラブルの原因となることがあるため、関係性を考慮したうえで助言を行う (D. Waste-Net は何者? という場合もある)。

(4) 安全・健康管理

現地支援チームにおける活動は、猛暑や極寒の中など厳しい気象条件下で行われます。自身の安全と健康管理に十分注意し、水分・塩分の補給、休憩をとる、常備薬を持参する等を行ってください。

また、現地支援チームの統括を担当する職員は、メンバーの体調に配慮するとともに、派遣先における事故や病気に備え、災害対策本部等から派遣先周辺の病院、警察、消防等の連絡先に関する情報を入手し、現地支援チームのメンバー間で共有してください。

(5) 現地携帯品

現地支援チームの業務を進めるうえで持参が必要なものを表3にまとめています。現地調査においては、粉じんの発生などにより環境条件が悪化している場所に立ち入りますので、安全対策に特に注意をする必要があります。

表3 現地携帯品リスト

品目	備考
防災服（上下）	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所で貸与 ・現地に派遣される職員が持参
ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所で貸与 ・現地に派遣される職員が持参
安全靴	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所で貸与 ・現地に派遣される職員が持参 ・水害時は長靴のほうが望ましい (踏み抜き防止用インソールがあるとより安全（個人準備）)
軍手・防塵マスク	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所で貸与 ・現地に派遣される職員が持参
腕章・ビブス	<ul style="list-style-type: none"> ・本省から貸与 ・先発隊で派遣される職員持参。以降に派遣される職員が順次現地で引き継ぐ。
携帯電話（スマートフォン） ※充電器	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所の公用携帯を持参 ・現地支援の規模等に応じ、発災後に本省で別途借り上げたものを貸与する場合がある。（別途指示） <p>※個人所有品について、環境省は一切の責任を負いかねます。</p>
作業用 PC	<ul style="list-style-type: none"> ・本省職員：自身のシンクライアント端末、また、本省が貸与するモバイル端末を持参（本省から別途指示） ・地方環境事務所職員：本省貸与端末を準備（本省から別途指示）
ポータブル Wi-Fi	<ul style="list-style-type: none"> ・本省から貸与 ・先発隊で派遣される職員持参。以降に派遣される職員が順次現地で引き継ぐ。
デジタルカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・本省または地方環境事務所で準備 <p>※個人所有品について、環境省は一切の責任を負いかねます。</p>
プリンター	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方環境事務所に配備されるモバイルプリンターの使用を想定。（本省から派遣される現地リエゾンが優先利用となるため、別途指示）
筆記用具	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方環境事務所に災害用として事前配備する方向で調整中
名刺	<ul style="list-style-type: none"> ・持参する携帯電話番号を予め記入

(6) 連絡手段、ツールの確認

(ア) パソコン及びネットワーク、周辺機器の設定

現地支援チームの活動報告や写真等の共有は、PCを使用することになります。本省職員は、日々の業務で使用するシンクライアント端末、または本省から貸与されるモバイル端末を使用することになりますので、省外でも使用できるよう予めPCの設定を整えておきます。地方環境事務所職員のPCは、本省から貸し出される端末を、現地で設定することになります。設定に時間を要する場合がありますので、早めに設定を完了しておきます。

ネットワーク環境は、本省から貸し出されるポータブルWi-Fiに接続して構築します。

プリンターについては、プリンタードライバーのインストールを行い、出力できる環境に設定します。接続の詳細については、機器付属の説明書を確認してください。

(イ) 連絡先及びメーリングリストの確認

現地支援チームメンバーの連絡先、本省担当者の連絡先、メーリングリストは、本省の共有フォルダーに格納されます。情報が更新されますので、格納されている共有フォルダーのショートカットを作成するなど、最新版をすぐに利用できるようにしておきます。

また、被災自治体関係者、社会福祉協議会（以下「社協」）・ボランティアセンター（以下「ボラセン」）等の担当者の連絡先やメーリングリストを作成し、引き継ぎを行います。

(ウ) 携帯電話（スマートフォン）について

携帯電話（スマートフォン）は環境省から貸し出される公用のものをできるだけ利用するようにします。個人が保有する携帯電話（スマートフォン）の使用にあたり、環境省は一切の責任を負いかねます。

(7) 現地支援の記録と引き継ぎについて

現地支援の記録については、リアルタイムの状況確認だけでなく、災害対応後の振り返りにおいても貴重な資料となりますので、別添を参考に現地支援の記録を残してください。また、支援チームの引き継ぎにも役立ちますので、支援の要点や申し送り事項を確実に引き継げるようにしておきます。なお、現地支援チームメンバーが変わるたびに被災自治体に対するスタンスが変わらないよう気を付けてください。

現地支援の記録は、日報としてメーリングリストにて共有します。ただし、より効率的な情報共有の手法が提供されている場合がありますので、情報共有方法は本省災害廃棄物対策室と確認を行うようにします。

(8) 宿泊費及び旅費の取扱いについて

現地支援チームの宿泊場所については、原則として、本省災害廃棄物対策室が手配を行います。また、交通費等の旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に基づき支払われますが、一時的な負担が発生しますので御留意ください。なお、できるだけ速やかに旅費の精算がされるように、領収書、航空機チケットの提出に努めてください。詳細については、現地派遣の前に本省災害廃棄物対策室に確認してください。

3 フェーズに応じた現地支援チームの業務

市町村向けに策定している「災害廃棄物処理 行政事務の手引き」において、発災後に自治体が行うべき災害廃棄物対策について、時系列で整理したものがとりまとめられています。図3は、自治体の発災後の行動とそのフェーズに応じた支援活動の関係図を示しています。なお、図3は災害廃棄物対応業務の進捗状況を「見える化」するツールとしても活用が可能です。

現地支援チームに派遣される職員は、発災後の自治体の行動がどのフェーズにあるのかを把握し、派遣前に必要な予備知識を得ておくと、適切な対応につながりやすくなります。

表4では、各フェーズにおいて現地支援チームのメンバー全員が共有するミッションをまとめました。以降では、これらのミッション達成に向け、具体的な活動の詳細をまとめています。

特に、被災自治体が災害廃棄物処理を円滑に進めるにあたって最も重要な時期となるフェーズ1及びフェーズ2については、これまでの災害対応から得られた事例や教訓、ノウハウを記載していますので、現地支援チームの活動の参考としてください。

表4 各フェーズの現地支援チームに与えられたミッション

段階	現地支援チームのミッション	掲載ページ
フェーズ1（発災から1週間） 先発隊としての支援	<ul style="list-style-type: none">・発災後の状況を観察し、被災自治体の目線で必要な支援を判断すること。・被災自治体との信頼関係を構築するとともに、都道府県と市町村の間の風通しを良くすること。	10
フェーズ2（1週間～4週間） 災害廃棄物への対処支援	<ul style="list-style-type: none">・先発隊の成果を引き継ぎ、発生した災害廃棄物に対処するための支援を着実に実行すること。・被災自治体の支援に入る自治体との連携を確立すること。	24
フェーズ3（4週間～） 処理体制確立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理体制を確立するための専門的知見・経験を被災自治体にインプットすること。	31
フェーズ4（4週間～） 補助金事務等の継続支援	<ul style="list-style-type: none">・被災自治体の不安を理解し、都道府県や地方環境事務所との連携による継続的な支援につなげること。	32

【発災後の自治体の行動（例）】

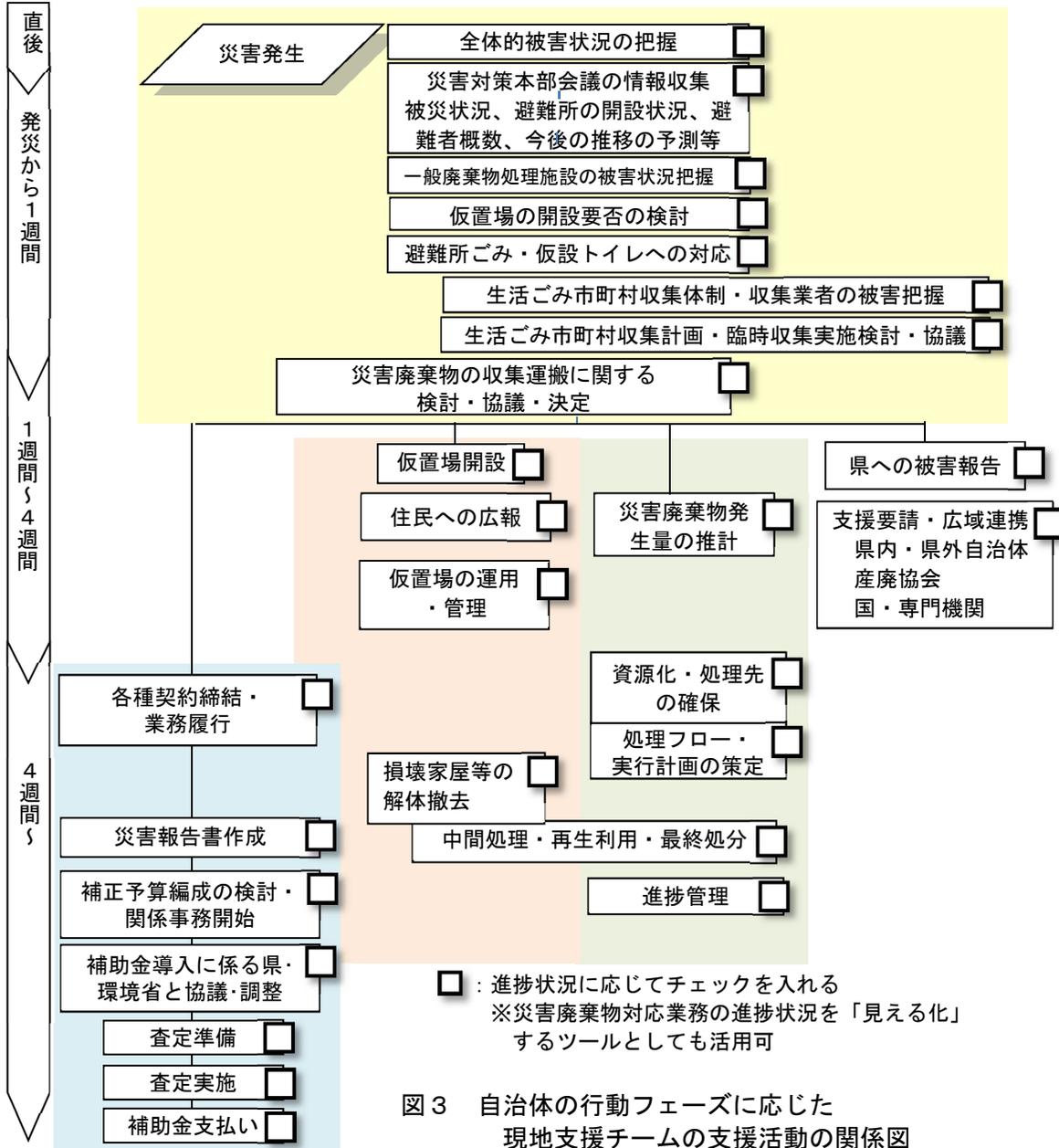
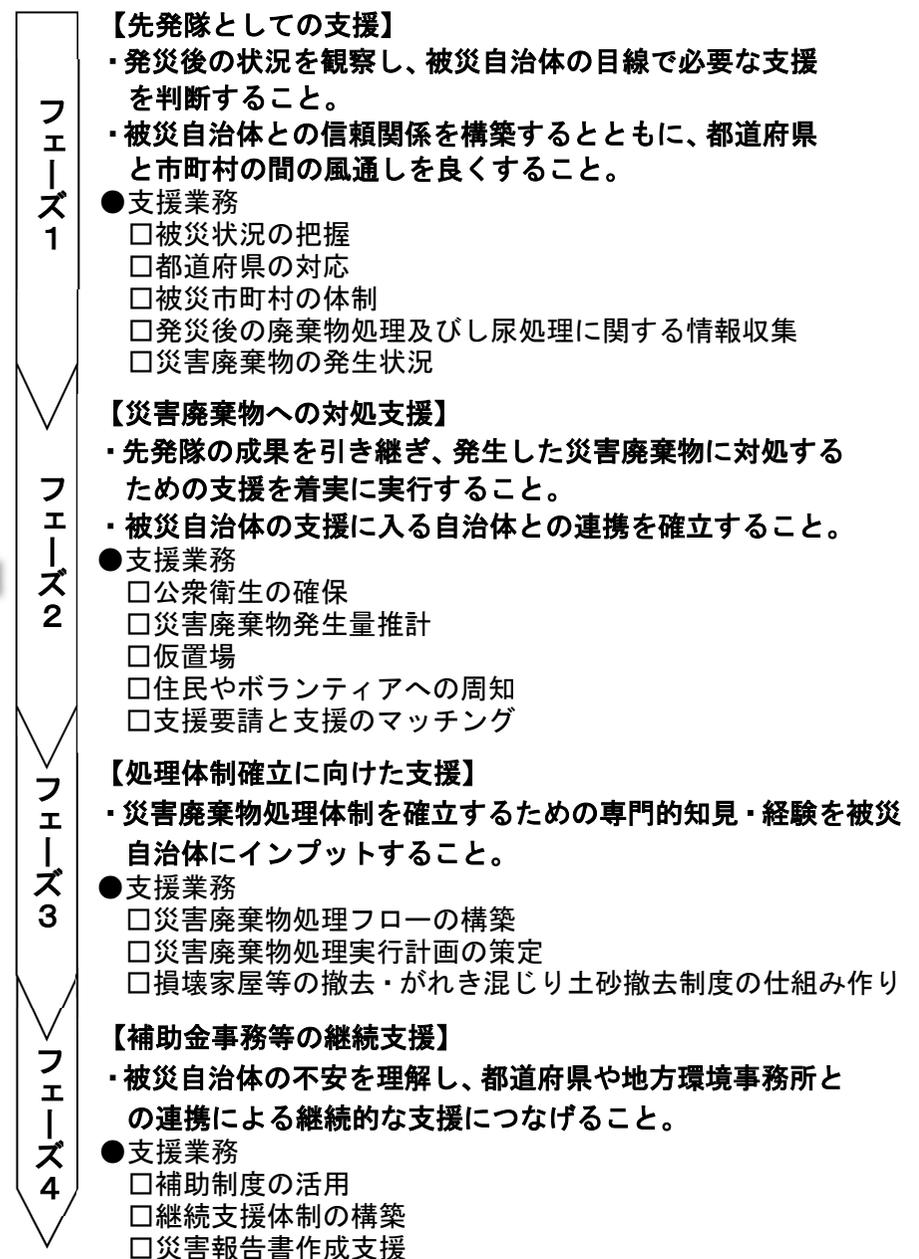


図3 自治体の行動フェーズに応じた
現地支援チームの支援活動の関係図

【現地支援チームの支援内容】



(1) フェーズ1：先発隊としての支援

発災直後であることから、現地の情報が不足しています。被災自治体は初動対応で手一杯であることから、担当者を必要以上に拘束しないように配慮し、現地支援チーム内で分担して、以下の項目について情報収集を行います。収集した情報をベースとしながら、被災自治体の目線に立ち、必要とされる支援内容を判断します。そのためにも、現地支援チームの役割・機能を被災自治体に理解してもらい、被災自治体との信頼関係を構築することが重要です。また、先発隊の活動は、基本的に都道府県庁が拠点となりますが、状況に応じて市町村役場に活動拠点を設置することを検討します。これまでの経験から、都道府県と市町村の連携は災害廃棄物対策に重要な要素であり、都道府県と市町村の間の風通しを良くすることも大切な役割となります。そのうえで、現地支援チームは、被災自治体との打ち合わせ等の会議は一本化を図り、被災自治体の負担を減らすように努めてください。

なお、災害の規模によっては、フェーズ1において地方環境事務所と専門家が、被災地を巡回して大丈夫と判断できた際は、以降は現地の地方環境事務所に対応することもあります。

(ア) 被災状況の把握

①被災状況の全体像

- 自治体の被害報が入手できているか。
- 災害対策本部の情報が入手できているか。
- NHK や個人の Twitter 等の情報を参考に、優先して取り組むべき地域の絞り込みができているか。または、県等による協定等による応援調整が行われているか。

②道路交通状況

- 被災地域の被災状況の入った道路地図を入手できているか。
- 道路不通区間、渋滞等の情報が入手できているか。
- リアルタイムの交通状況を把握できるデジタルツールを活用できているか。
- 高速道路の無料通行や優先的に燃料給油が可能か。

【過去の災害対応から】～効率的に情報収集するために使用したツール等の事例～

- 公用車等のカーナビは、リアルタイムの通行規制情報が反映されないものが多く、「Yahoo カーナビ」の活用が有効だった。ただし、私用携帯による通信は自己負担となるので注意が必要。
- 緊急車両としての登録手続きを迅速に行っておく。主に被災自治体の廃棄物担当課に相談し、緊急車両登録窓口での手続きとなる。
- レンタカーを借りる場合、被災地周辺は発災直後から確保が困難となる。隣接する他管内で長期契約し、支援チームが乗り込むことも有効。どうしても被災地で自動車が必要となる場合、カーシェア（予め会員登録を済ませる）を活用する。
- 道路啓開状況は、都道府県の災害廃棄物対策本部で共有される場合が多い。
- 被災地に入る際は、トイレの確保が難しいので、予め済ませておくこと。

③電力・ガス・水道等のライフラインの状況

- ライフラインの被害情報が入手できているか。
- 電気・通信等の不通に伴う対応の検討がされているか。

【過去の災害対応から】～災害により停電が発生した際の対応～

- 停電している市町村は都道府県の被害照会に回答できない。発災して2～3日経過後、都道府県担当者に確認するときに被災市町村から「被害が無いとの連絡があった」のか「そもそも連絡がない」のかよく確認し、連絡がない場合は現地支援チームが現場確認を行う必要性を検討すること。

【過去の災害対応から】～災害により停電が発生した際の反省～

- 平成30年北海道胆振東部地震により基地局等が停電し、地域によっては自治体と電話連絡がつかない状況が数日続いた。道路も寸断されており、担当者間での携帯電話番号やメールアドレス等の共有の必要性を感じた。

④自動車燃料供給状況

- 被災自治体内のガソリンスタンドの営業情報が入手できているか。

【過去の災害対応から】～燃料不足への対応事例～

- 平成30年北海道胆振東部地震では、経済産業省主導で、現地対策本部を通じて道災害対策本部員会議で、燃料供給に関する情報が共有されていた。

【過去の災害対応から】～現地支援チームの活動における留意点～

- 被災自治体を含めた情報共有の会議は、被災自治体職員を待たせることのないよう拘束時間に配慮して効率的に行う必要がある。
- 環境省が手配した車は余っていても環境省職員でないと使えないため、班編成の際に考慮するとよい。

(イ) 都道府県の対応

以下の都道府県の対応を適宜確認し、必要な助言を行うこと。また、現地支援チームと都道府県の間で、こまめに情報共有するなどコミュニケーションを意識的にとるようにする。

①現状報告と都道府県との調整

- 都道府県が被災市町村から体制（組織、人員体制、仮置場の設置、課題）の報告を受けているか。
- 都道府県が締結している協定を理解しているか。また、協定の活用を検討しているか。
- 都道府県の災害廃棄物処理計画や、地域ブロック協議会における災害廃棄物対策行動計画を活用しているか。
- 廃棄物担当者が少ない市町村に対する事務作業を含めた応援の可能性を検討しているか。
- 都道府県が被災市町村からの支援等の要望に対し、支援内容のマッチングについてどのような検討をしているか。

【過去の災害対応から】～都道府県への対応事例～

- 都道府県は産業廃棄物処理業の許認可が事務の中心となり、一般廃棄物が市町村マターという意識が見られ、特に、出先機関においては顕著になりがち。廃棄物処理法の改正内容を踏まえ、一定程度以上の災害時においては、都道府県がメインプレーヤーになり得ること、被災市町村との基本窓口（情報収集など）は都道府県であることを再度プッシュする必要がある。
- 大規模災害の場合は、都道府県への災害廃棄物処理に係る事務委託の可能性について発災数日後に検討を開始するとともに、仮設処理施設を整備可能な仮置場の確保について調整を開始する。
- 近畿地方環境事務所と府県が共同で、社協・ボラセンとの情報共有や災害廃棄物の処理（瓦、ビニールシート、アスベスト等）等の事務文書を共同で発出した。被災市を集めて、取組み状況や問題点を共有した。

（平成 30 年大阪北部地震、平成 30 年台風 21 号）

【過去の災害対応から】～D.Waste-Net から見た活動拠点の違いによる影響～

- 現地支援チームの活動拠点を被災市町村のみとすると、県と市町村の意思疎通が滞っていたと感じた。
- 被災市町村へ県及び現地支援チームが入った事例では、県と市町村の風通しが良くなったと思う。
- 広域で被害が発生したため、まず現地支援チーム本部を県へ設置し、特に支援が必要な市町に別途活動拠点を確保し、2名程度を常駐させる体制が機能していた。

【過去の災害対応から】～都道府県への円滑な引継ぎのために～

- 現地支援チームが、県本庁あるいは県出先機関の職員とともに被災市町村へ回って支援活動を行うことで、現地支援チームの引き上げに際して円滑に引継ぎすることができた。

(ウ) 被災市町村の体制

以下の被災市町村の対応を適宜確認し、必要な助言を行うこと。

①災害廃棄物処理計画の策定有無

- 災害廃棄物処理計画が策定されており、計画の内容を被災市町村が組織として把握しているか。
- 被災市町村の動きが災害廃棄物処理計画（災害廃棄物処理計画がない場合、被災市町村の地域防災計画）に基づいているか。

【過去の災害対応から】～災害廃棄物処理計画の実効性～

- 災害廃棄物処理計画を策定していても、担当者が異動するなどした場合、その実効性が低くなってしまっているケースがある。
- 災害廃棄物処理計画を策定していても、担当者が避難者支援等でいないことがある。その場合は、被災市町村の経営責任職（首長や局長等）へただちに災害廃棄物担当者を配置するように伝えること。

②災害廃棄物処理に対する理解

- 災害廃棄物処理事業を過去に実務として経験しているか。
- 災害廃棄物処理補助事業について、スキームや事務フロー等理解しているか。
（補助対象を把握しているか）
- 災害廃棄物処理に必要な財政措置の見通しを立てており、財政部局等との調整を始めているか。
- 過去2～3年間に災害廃棄物補助金申請を行ったことがあるか。
- 過去の災害経験で清掃センター等廃棄物処理施設以外に仮置場を設置した経験があるか。
- 過去に他都市の災害廃棄物処理に関する支援の経験があるか。

【過去の災害対応から】～災害廃棄物処理の理解度が低い自治体への対応事例～

- 比較的大規模な市であっても、担当者が災害廃棄物補助金制度の存在を知らず、過去の申請実績が全くないケースがあった。当たり前と思われることも相手の知識レベルに合わせて説明することが求められた。災害関係業務事務処理マニュアルを熟読するよう助言する。
- 災害廃棄物処理計画の素案を作っている自治体であっても、補助金のスキームを理解していなかったため、災害廃棄物を通常ルートで回収するなどの事例があった。
- 被災者へ分別を依頼できないと考える廃棄物担当者が多い。分別は、災害廃棄物処理の基本であり住民へ周知の重要性について部局長を含めて理解している必要がある。
- 市町村担当者が災害廃棄物に精通していなくても、一部事務組合担当者が精通しているケースもある。その場合は、収集運搬等を組合に任せつつ、現地支援チームは、住民への周知や各関係機関等との調整に注力する。

③人員体制（専従体制の有無、指揮系統の確立）

- 災害廃棄物処理について専従の人員が十分に確保されているか。
- 災害廃棄物処理事業を担う部署が確立されているか。
- 自治体幹部が災害廃棄物処理の重要性を認識し、災害廃棄物に特化した独自の体制が組み込まれているか。もしくは、組もうとしているか。
- 部課長クラスの管理職と現場に出ている補佐・主幹・担当クラスとの意思疎通ができているか。（現場の実情を幹部が把握しているか）
- 他部局や環境分野からの職員（経験者含む）の増員要請を行っているか。

【過去の災害対応から】～発災後の体制～

- 熊本県益城町では、前震（4/14）で庁舎に参集したが、庁舎が被害を受けており、屋外にホワイトボードを設置して業務を行った。その状況で可能であった業務は火事等の状況確認の記録と町民対応程度であった。
- 熊本市では、全国都市清掃会議・全国清掃事業連合会・民間事業者（延べ36団体）から4/21～7/1の間に、延べ2,423台の支援を受け入れた。受援の調整は各団体個別に行うため、膨大な作業であり、専任担当者を1名配置していた。
- 環境省と県が協力し、災害廃棄物処理に係る業務を洗い出して必要な人数を提示し、プロジェクトチームを設置した。

人員要求について（平成27年9月関東・東北豪雨 常総市）

業務	人員	業務	人員
<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物処理の総合調整に係ること ・ 予算確保のための折衝・調整 ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る国等との調整 ・ 災害等廃棄物処理事業の進行管理 ・ 市民等への説明、情報提供の実施 ・ その他災害廃棄物処理の総合調整に関すること 	課長級 1名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物処理の契約事務に係ること ・ 処理事業者への委託契約の締結。実績報告書の審査等 ・ 処理委託先の市町村、事務組合との処理に係る協定の締結等 ・ 契約の証拠書類・写真の整理・保存 ・ 予算管理 ・ その他契約事務に関すること 	2名
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物処理実行計画の策定に係ること ・ 廃棄物量の推計、処理フローの策定 ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物委処理業者との調整 ・ 処理事業費の算定 ・ その他災害廃棄物処理実行計画策定に関すること ■ 災害等廃棄物処理事業費補助金に係ること ・ 交付申請書の作成 ・ 事業実績報告書の作成 ・ その他災害等廃棄物処理事業費補助金に関すること 	2名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物の現認・安全確保等に係ること ・ 放置災害廃棄物の撤去・処理に係る調整 ・ 仮置場、市内各所に放置されている災害廃棄物のパトロール ・ 契約等に基づく処理事業の進行管理（現場確認等） ・ 委託先の間接処理施設への指導・助言等 ・ その他災害廃棄物の現認・安全確保等に関すること 	2名

④一般廃棄物の処理体制の確認（直営・委託・一部事務組合の関係）

- 被災市町村が必要な指示を出せる体制になっているか。
- 収集運搬・処理処分に関する情報を被災市町村が把握できているか。
- 委託事業者や許可事業者の被災状況を被災市町村が把握できているか。

【過去の災害対応から】～処理体制構築にあたっての対応事例～

- 廃棄物処理を一部事務組合に委託している市町村は、災害廃棄物処理に関する全体像を独力で短期間に描くことは容易ではない。そのため、国や県は、被災市町村に全体像を示しつつ、市町村と一緒に優先順位付けを行う等意思決定のための支援をする必要がある。
- 廃棄物担当者が3人以下の市町村は、災害時にパニック状態に陥るケースが多い。発災当初から県や国の支援が重要になるため、市町村に張り付いた支援が必要。
- 被災自治体が災害廃棄物対応全体をマネジメントできるよう、被災自治体の管理者が意思決定に専念できるよう環境整備をする（災害時、職員は、苦情等の住民対応に追われる。そのような状況であっても、管理者は意思決定業務に専念できるよう役割分担の整理をする）等、被災自治体の管理者を支援することが重要である。

⑤民間廃棄物事業者との協定や関係性の状況確認

- 被災自治体が協定の内容を理解できているか。
- 被災自治体が協定の相手方との連絡がとれる体制になっているか。
- 都道府県の協定を利用する場合、都道府県と十分に意思疎通できているか。

【過去の災害対応から】～民間事業者との協定における反省事例～

- 協定に具体的な内容が書かれていない場合、例えば「収集・運搬」「仮置場の運営管理」「再資源化・処理」等の重要な業務に迅速に動けないケースが多い。
- 平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨において、民間団体との協定で処理単価を設定しておらず、契約事務が遅れ、業者への委託費の支払いが遅れるといった事例があった。協定運用にあたっての費用の考え方を明記する必要がある。
- 民間団体等との協定が締結されておらず、発災後に事業者へ災害廃棄物処理を委託する場合は、以下の注意点を被災自治体に伝えておく。
 - ・協定を締結していない特定の民間事業者との随意契約は、3者見積りによる業者選定に比べ、金額の妥当性の根拠が弱く、災害査定において減額対象となる。
 - ・一方、3者見積りにより業者選定を行う場合、見積り徴収等の契約事務に時間を要する。

⑥支援の必要性の確認

- 被災自治体が支援の必要性を理解・判断できているか。
- 近隣市町村、都道府県や国へ自ら支援を要請するような様子はあるか。
- 具体的な支援内容（収集運搬・仮置場管理・事務等）を調整できる体制にあるか。
- 支援を受ける際の準備（宿泊所、駐車場、洗車方法等）を整える体制が組んでいるか。

【過去の災害対応から】～要支援と判断した時の受援自治体への指導事例～

- 首長等自治体幹部に面談し、他自治体や民間業者の支援がなければ災害廃棄物の処理が滞るおそれがあること、同時に補助金等の財政支援制度があることを伝える。
- 災害廃棄物の処理が滞ることのリスクを早期に首長等自治体の幹部に伝え、体制を取らせる必要があるが、中小規模の市町村の場合、そもそも職員の絶対数が少ないこともあるので、職員派遣の必要性についても判断する必要がある。
- 災害廃棄物処理計画では、被災自治体だけで対応できない場合に、他自治体等への協力を求めるとしている事例が多いが、中小規模の市町村になるほど、単独で対応可能かどうかの判断ができない事例が多いので、国や都道府県が速やかに現況把握を行う必要がある。
- 協定による応援調整は、被災自治体側からコンタクトしないと、「便りが無いのは良い知らせ」となってしまう。被災自治体は遠慮することが多いが、周辺自治体等への支援要請は確実にを行うよう、現地支援チームが後押しする必要がある。

【過去の災害対応から】～自己完結型支援の事例～

- 収集支援に入る自治体は、被災自治体に負担をかけないように「自己完結型」支援を心がけ、宿泊先等は自前で手配した。パッカー車洗車場所等の情報は被災自治体から入手した。

⑦自衛隊・消防・警察等他省庁との連絡体制の確認

- 被災自治体に設置されている災害対策本部に廃棄物部局の管理職が出席し、現状を正しく報告しているか。（他部局に窮状が伝わっているか）必要に応じて災害対策本部に出席し、発言して理解を求める。
- 土砂・流木等の対策には土木部門との連携が必要であることを認識しているか。
- 被災自治体の廃棄物部局が自衛隊・消防・警察と情報共有できる体制にあるか。

【過去の災害対応から】～自衛隊・消防・警察とのやり取りの事例～

- 仮置場等での火災リスクについて消防署との情報共有をしておく必要がある。
- 幹線道路の渋滞解消のため、警察から搬入車両を仮置場へ速やかに入れるように指示された事例がある。警察と仮置場位置の情報を共有しておくことで、警察の協力を得て誘導してもらえた事例もある。
- 閉鎖した集積所や仮置場への災害廃棄物の搬入防止について、不法投棄となるおそれがあり、警察に伝えることで巡回等の抑止措置を執ってもらえる場合がある。
- 自衛隊は区域に分かれて活動しているため、市町村・地域単位の統括本部と話しをしないと統一した連携が取れず戸惑ったケースがあった。（平成30年7月豪雨広島県坂町）
- 自衛隊、警察、消防とも、意思決定が他の行政機関とは段違いに早いことに留意。

⑧住民広報・マスコミ対応能力の確認

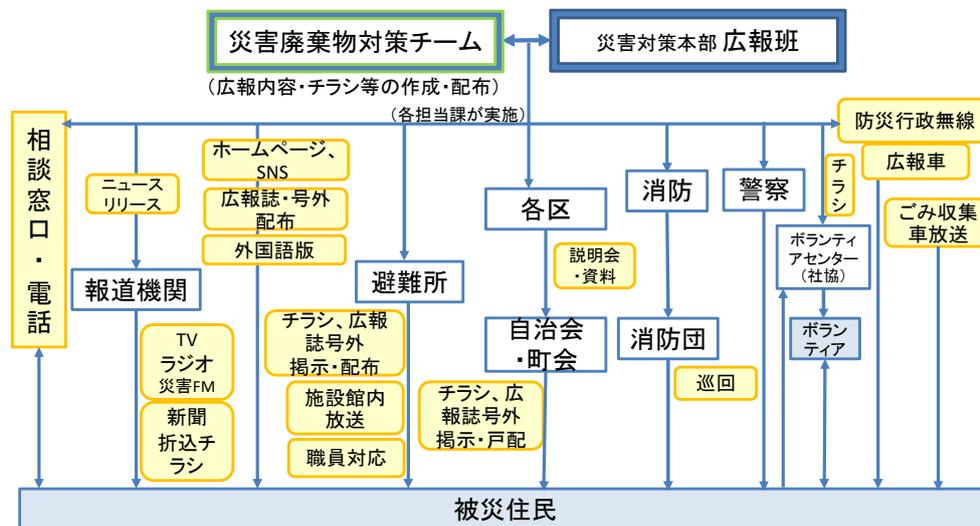
- 住民の問い合わせや要望を受けるよう廃棄物の実務と住民対応を切り分けた体制が組めているか。
- 住民への広報手段（新聞、ラジオ、HP、避難所・集積所・仮置場等への張り紙など）が検討されているか。
- 住民への広報内容（通常ごみ・資源ごみ等の排出・収集方法、片づけごみの排出・収集方など）が検討されているか。
- 住民に対する情報提供のチャンネル（広報無線、HP、自治会周知、チラシによる施設周知）が複数用意されているか。
- 情報を的確に発信できる体制が組めているか。
- 報道情報をキャッチできる体制が組めているか。

【過去の災害対応から】～住民広報・マスコミ対応の事例～

- 熊本市役所の要請により、町内会長が勝手仮置場やひどい集積所の対応優先順位を市役所へ回答し、市が優先的に回収をした。住民の苦情を和らげるとともに、町内会の監視等の機能強化、自治体も巡回等の手間が省ける等のメリットがあった。
- 防災行政無線を聞き逃した人のために、FMラジオや電話で同様の内容を流しフォローしていた。在住外国人対応として、ポルトガル語への翻訳はFM放送や地元NPOが行っていた。（平成27年9月関東・東北豪雨）
- 同じ社の記者に同じことを聞かれることもある。また、誤った情報（仮置場で分別せずに受け入れる、集積所閉鎖時期など）が流れてしまうこともあった。マスコミに対して受け身ではなく、積極的に正確な情報発信を行うよう伝える必要がある。
- SNSの活用とともに、インターネットを使えない層（いわゆるデジタルディバイド）が一定数いることに留意する必要がある。

※デジタルディバイド: コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。（出典 IT用語辞典）

- 広報はあらゆる手段を活用して周知徹底することが大切である。



災害廃棄物に関する広報伝達系統の例

(エ) 発災後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集

以下の被災市町村の対応を適宜確認し、必要な助言を行うこと。

①通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

- 生活ごみは全地域で収集ができていますか。
(収集車両は確保されているか、収集ルートに支障はないか)
- 日常の生活ごみが収集できていない場合、再開の目処は立っているか。
- 避難所ごみの回収が定期的に行われているか。
- 被災地内及び被災地周辺地域で片付けごみが生活ごみのステーションに混合して排出されていないか。
- 通常時ごみ（生活ごみ、資源ごみ、大型ごみ等）の災害発生後の収集方法の検討はされているか。
- し尿は全地域で収集ができていますか。
- 浄化槽の破損による外部への流出の懸念がないか。
- 避難所等への仮設トイレ設置が適切にされ、トイレの設置場所が関係者と共有されているか。
- 避難所の仮設トイレのくみ取りが適切に行われているか。
- 避難所の使い捨てトイレの回収がされているか。使用後は分別されているか。

【過去の災害対応から】～被災自治体に情報収集する際に注意しておくこと～

- 被災市町村が情報収集に手が回らない（避難所運営や、行方不明者の捜索等）場合があることに留意。その場合は、可能な範囲で現況把握に努める。被災市町村の通常の一般廃棄物処理体制について、都道府県が平時から把握しておく必要がある。
- 使い捨てトイレをパッカー車で回収した際に、破裂して作業員が汚物をあびてしまった事例がある。容器に入れて、平ボディで回収する必要がある。
- 平成28年熊本地震において、下水管が破断して水洗トイレが機能しなくなったため、事前に県庁を通じて国交省の了解のもと、くみ上げて下水処理場に近いマンホールにし尿を投入した。下水道BCP策定マニュアルにも目を通しておく必要もある。
- 仮設トイレは、流水量が少なかったり、通常時より紙の使用量が多く、タンク手前で詰まっている事例があり、満杯と勘違いしてバキューム車がきたが、貯留量はわずかのため効率が悪いことがあった。

②一般廃棄物処理施設（中間処理施設や最終処分場）の稼働状況

- 中間処理施設（一廃）へ搬入ができていますか。
- 中間処理施設（一廃）は全て稼働しているか。
（処理方式、処理能力、定期整備等の確認）
- 中間処理施設（一廃）が停止している場合、再稼働の目処は立っているか。
（停止原因の確認）
- 中間処理施設（一廃）のピット残量を確認し、受入れ可能日数を検討しているか。
- 災害廃棄物（片づけごみ）の処理可能量の確認
- 再稼働まで周辺自治体等の中間処理施設（一廃）での受入れ条件等を把握し、受入れの目処が立っているか。または、協定等による応援調整が行われているか。
- 最終処分場（一廃）へ搬入ができていますか。また、稼働しているか。
- 最終処分場（一廃）が搬入中止の場合、再開の目処は立っているか。
- 再開まで周辺自治体等の最終処分場（一廃）への搬入条件等を把握し、搬入の目処が立っているか。または、協定等による応援調整が行われているか。

【過去の災害対応から】～処理施設の稼働停止に伴い配慮しておくこと～

- 一部事務組合に処理を委託している場合、操業の変更は、被災市町村以外の構成市町村への配慮から迅速に対応することは困難。広域の一部事務組合での災害廃棄物処理については、災害廃棄物の受入れによって、（水害により土砂が付着している場合や、混合廃棄物の場合は特に）施設等への負担が増加することは考慮しておく。
- 一般廃棄物処理施設は災害廃棄物よりも通常の一般廃棄物の受入れがしやすい。無理に少量の災害廃棄物の受入れを調整するよりは、生活ごみ等の受入れを優先させて、被災市町村の業務を少しでも軽くすることが重要。
- モデル事業実施自治体などから、処理受入協力の申し出が地方環境事務所にあり、事務所から道庁へ情報共有を行った。ただし、応援自治体の焼却炉のピットの仕様によっては、ダンプすると天井に当たるなど搬入車両の使用制限があった。
- ピット残量が少なく、炉の復旧工事までの間にゴミ焼却が出来ないことから、今後の搬入量予測とピット満杯までの期間を予測計算し、他都市への応援要請が必要かどうかの検討を実施した。
- 焼却施設が停電で稼働停止の場合、被災市町村の本庁舎等から分別・回収の情報発信を行う必要がある。施設の運転管理のみではなく本庁舎機能のBCPも必要。

③し尿処理施設の稼働状況

- し尿処理施設・下水道施設は全て稼働しているか。
- し尿処理施設が停止している場合、再稼働の目処は立っているか。
- し尿処理施設の受入槽の残量を確認し、受入れ可能日数を検討しているか。
- 再稼働まで周辺自治体等のし尿処理施設での受入れの目処が立っているか。または、協定等による応援調整が行われているか。

(オ) 災害廃棄物の発生状況

以下の被災市町村の対応を適宜確認し、必要な助言を行うこと。

①片付けごみの排出状況

- 被災市町村がBCP（事業継続計画）をもっているか。
- 被災市町村が平時の生活ごみの回収ルート・収集運搬台数等の情報をそもそも把握しているか。
- 被災市町村が片付けごみの収集対応策をもっているか。
- 住民に対し、片付けごみの分別排出方法、排出場所、排出できる品目等の広報をしているか。
- 腐敗物、危険物等が排出されていないか。

【過去の災害対応から】～片付けごみ対応にかかる指導ノウハウ～

- 平成27年関東・東北豪雨では、市職員は夜間に見回りを行い、収集した情報を地図に落とし、次にどこを収集するかといった、打合せを毎日あるいは定期的に実施した。この作業を全国都市清掃会議支援自治体が代わって行うようになり、収集運搬が行われた。また、収集運搬を担っていた複数の関係者に作業を依頼できた。
- 平時の生活廃棄物の収集業者に災害廃棄物の収集運搬をお願いしても、全ての廃棄物を取りきれない。そのため、いつもの業者はいつでもどおり生活廃棄物を収集してもらい、災害廃棄物は別業者等に収集をお願いするといった具合に役割を分けておくことが、災害時の収集運搬を効率的に行うコツである。
- 熊本市において平時から業者に収集を委託している地域については、市の職員がバイク等に乗ってごみの排出状況やルートを確認し、それを地図にまとめる等を実施し、委託業者及び支援部隊に情報を提供した。こまめな状況把握により、比較的スムーズに業者や支援部隊に指示が出来ていたように思う。
- 災害ごみを仮置場へ、生活ごみは通常のごみステーションへの排出を徹底させることが基本だが、過去の大規模災害事例でうまくいく例は少ない。大阪北部地震では生活ごみと災害ごみ（戸別回収）がうまくいった自治体が多かったため、震度6弱くらいが一つの基準になるかもしれない。

【過去の災害対応から】～便乗ごみ対策の事例～

- 災害とは関係ないごみの排出を禁じる広報を徹底した。平成30年7月豪雨において舞鶴市では、災害とは関係ないごみが排出されている場合は、看板の設置やステッカーの貼付により、排出者への指導を行った。



出典:舞鶴市

- 道路上の便乗ごみは、さらなる便乗ごみを誘発するため早期に撤去した。
- 仮置場への便乗ごみの持ち込み対策として、車両ナンバーが分かるよう写真を撮るとともに、持ち込まれた際は徹底的に拒否する。
- 疑わしい車両には、長めに質問をすることで次回以降の抑止になる。
- 地域コミュニティの良い地域は、住民同士で管理ができ、便乗ごみが少ない。

②集積所（被災地内・周辺に住民が片付けごみを集積している場所）の排出状況

※片付けごみの排出用に住民らが独自に設置したものを集積所とする。

- 住民らが設置する集積所のメリット、デメリットを被災市町村が理解しているか。
- 被災市町村の片付けごみの収集対応策に、集積所の収集も位置づけているか。
- 被災地内・被災地周辺で集積所はどのような場所に設置されているか。
- 集積所の管理運営は誰が行っているか。
- 集積所の分別はなされているか。
- 集積所からの搬出はいつごろになるか。
- 高齢者等の災害時要配慮者は、ごみ出しをできているか。

【過去の災害対応から】～集積所設置・管理にかかる指導ノウハウ・反省事例～

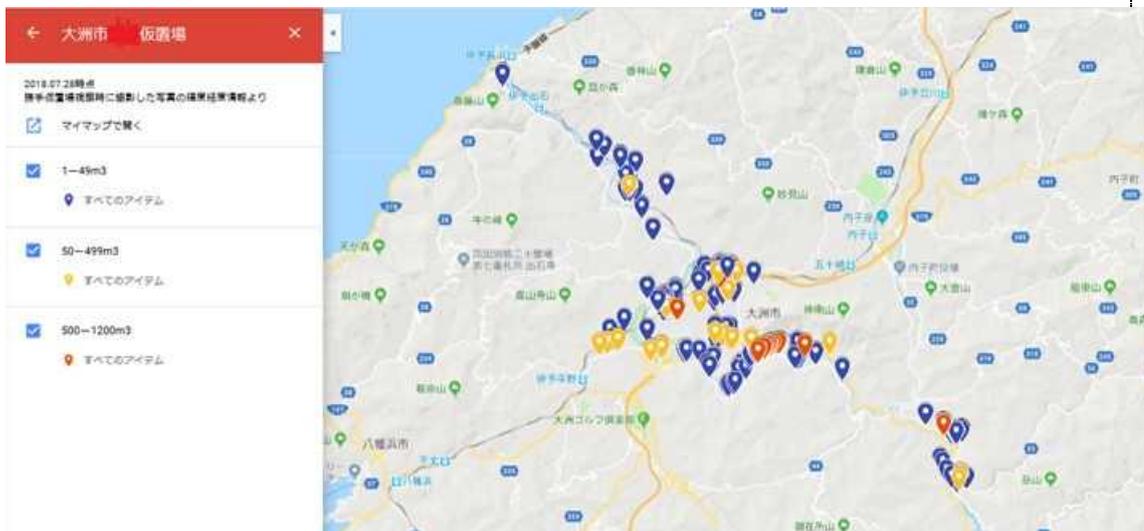
- 地域防災計画でごみステーションを一次仮置場と定めている熊本市では、「燃えるごみ・災害ごみ」の特別収集を5/16～6/30の期間に実施した。この期間は、資源ごみの収集を一時的に停止し、ごみ収集車の収集能力を「燃えるごみ・災害ごみ」の収集に集中させた。市内のごみステーションの半分である約1万か所が被害のあった地域にあたり、1か所あたり10回程度の回収対応を実施した。
片付けごみのステーション回収の課題として、住民の目の届かないステーションでは、生活ごみと片付けごみの混在が発生しやすい。また、マンション等で集積所が敷地の奥にある場合などは、排出の把握ができず、取り残しが発生した。
- 地元自治会で管理することが効果的な地域もある。①管理者の常駐、②搬入物の限定や分別、③夜間の閉鎖（入口の施錠）、④町外の排除等を実施できれば、適切に管理できる事例もある。
- 集積所解消後は、施錠などの立入禁止措置を講じるとともに、同地へのこれ以降の廃棄物の放置は不法投棄として通報するなどの立て看板を置くとともに、地元警察署等への巡回依頼をお願いするなど、状況に応じて措置する。
- 高齢者などごみ出しが困難な住民に対応するため、社協等と連絡しあう体制も必要。
- 土砂以外に片付けごみを土のう袋に入れる場合は、中身が「ガラス」「木くず」など表記してもらおうよう広報が必要。

③集積所のうち勝手仮置場の発生状況

- 被災市町村が勝手仮置場に関する情報を入手できているか。
- 勝手仮置場の解消に向けた対策を立てることができる体制か。
- 周辺住民へ勝手仮置場へは持ち込まないように周知されているか。また、警察へ不法投棄対策としての連絡対応等が行われているか。
- 勝手仮置場からの搬出はいつごろになるか。

【過去の災害対応から】～勝手仮置場の早期撤去に向けた取組～

- 被災市町村あるいは県が勝手仮置場の状況を把握することが望まれるが、その対応が難しい場合に、D.Waste-Netのメンバーが巡回して地図情報にまとめた。この情報を被災市が計画的な収集に役立てた。
- 勝手仮置場を撤去した後は、閉鎖を徹底すること。



愛媛県大洲市内 災害廃物集積位置図

④一次仮置場の開設・運用状況

- 一次仮置場の場所の選定が完了し、開設ができている、または開設に向けた準備が進んでいるか。
- 一次仮置場の受入れにあたって、必要な人員・資機材の手配ができているか。
(産廃業者の手配等含む)
- 一次仮置場のレイアウトができており、分別体制ができているか。
- 一次仮置場について、住民への周知の準備はできているか。
- 追加で確保できる一次仮置場の候補地が選定されているか。

【過去の災害対応から】～仮置場管理にかかる指導ノウハウ・反省事例～

- 搬入車両の長蛇の列、周辺の道路状況、持ち込む住民の勢いに対し、仮置場配置職員の絶対的な不足と分別表示の不備などにより、分別することを諦めざるを得ない状況となり、仮置場に混合状態で廃棄物を受入れた。その混合状態で集積された廃棄物を住民は見て、さらに同じように混合状態で廃棄物を置いていくという構造であった。
- 初動期に、仮置場で分別や集積を適正に行うため、仮置場一箇所あたり数人程度（分別指導、受付、交通整理）必要である。必要に応じて、被災自治体職員以外に分別の必要性を理解している周辺自治体の廃棄物担当者や、一部事務組合職員に支援をしてもらう。ある小規模自治体は、職員1名を1ヶ月以上、仮置場管理に付けていたが、人的リソースを考えると早い段階で業者へ委託すべきであった。
- 災害廃棄物には多様な廃棄物があり、仮置場管理の委託業者が扱ったことのない廃棄物を取扱うことがある。都道府県や市町村が産業廃棄物事業者へ適切な指示をすることが必要。
- ボランティアが増える翌週末までに広い仮置場を確保し、分別レイアウト等の助言を行った。
- 仮置場にボランティアを入れる事例もあるが、極力避ける方が良い（搬入者とのトラブル、怪我の賠償、搬入者の車を傷つけた場合の対応等）。

⑤社協・ボラセン等との調整状況

- 社協・ボラセン等を通じてボランティアに周知する内容（片づけごみの排出方法、仮置場の分別品目等）を被災自治体が考えているか。
- ボランティアへの周知方法を社協・ボラセンと調整できているか。

【過去の災害対応から】～社協・ボラセン等との調整事例～

- ボラセンを運営する市町村の社協へ、分別方法など状況に応じた具体的な指示が届くように配慮する必要がある。
- 平成29年九州北部豪雨や平成30年大阪北部地震などの被災自治体は、ごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報について、社協・ボラセン、自治体の広報部局と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、防災無線・広報車やホームページ、ケーブルテレビ等を活用する等、効果的に広報を行った。

(2) フェーズ2：災害廃棄物への対処支援

先発隊が収集した情報等に基づき、被災自治体の災害廃棄物処理について、具体的な支援を行っていきます。特に災害廃棄物処理の初期においては、片付けごみ等の災害廃棄物の収集・運搬や仮置場の管理・運用を円滑に進めていくため、D. Waste-Net と協力しながら助言や技術支援を着実に実行していくことが求められます。また、現地支援チームは、被災自治体と支援に入る自治体等との情報の共有が確実に行われるよう留意します。

本省は、現地支援チームが吸い上げた支援ニーズに対し、支援要請先の交通整理を確実に行う必要があります。支援要請先としては、全国都市清掃会議、関西広域連合、全国知事・市長会、九都県市のほか、廃棄物等に関連する民間団体が混在しますので、現地支援チームが混乱しないよう配慮します。

(ア) 公衆衛生の確保

- 災害発生による公衆衛生の悪化が懸念される場所がないかを確認します。悪臭・害虫等の生活環境の保全に支障が生じる恐れがある場合には、D. Waste-Net 等を通じて支援を要請し、適切な処置を施します。
- 避難所が開設される場合、避難所ごみの収集や仮設トイレの設置・くみ取りが適切に行われているかを確認します。

【過去の災害対応から】～腐敗性廃棄物の対応～

- 平成30年北海道胆振東部地震では、全域での停電により、生乳処理施設において生乳の受入れができない状況が発生。生乳処理施設へ搬入する予定であった生乳を自己の所有するほ場に還元することについて、道庁との調整が行われた。
- 漁港や都市部の市場においてヒアリング調査を実施しているが、災害時の停電に伴う冷蔵庫中の魚・肉などの腐敗性廃棄物発生への認識がほとんどないことに留意しておく必要がある。

【過去の災害対応から】～処理困難物の対応～

- 不燃物という括りで、スレートとコンガラ（瓦も一緒の場合もあり）が混ざった状態で分別されるケースが多いが、これはリサイクルできない上に、作業時にアスベストの暴露リスクが増大する。スレートはコンテナやフレコンバックに分別し、コンガラは再資源化を進める必要あり。
- ガラス・陶磁器くずは、コンテナを利用すると、周辺に飛び散ることが防げ、搬出時も容易である。



【過去の災害対応から】～危険物・有害廃棄物の対応～

- 有機溶剤を含む塗料、農薬、ガスボンベ、可燃性スプレー、カセットボンベ、灯油などが多量に仮置場で保管される事態になると仮置場でのリスクが増大する。消防法等の対応もあるため、広報により仮置場持ち込み禁止とし、持ち込まれた場合は安全な場所で管理し、見えないように保管し、なるべく早く専門業者へ渡す。
- 勝手仮置場には石油ストーブの燃料タンクに灯油が入ったまま置かれたり、冷蔵庫の中身が入っているもの、農薬等の薬品が乱雑に置かれている。撤去する際にこれらを分別して運搬する必要がある。

【過去の災害対応から】～D. Waste-Net（日環センター）の取組～

- 平成30年7月豪雨では、住宅近傍に災害廃棄物が集積した場所が多数発生し、生活環境の保全と公衆衛生上の支障防止の観点から、市が開設した仮置場への運搬がなされた。その撤去状況の進捗を確認するため、各地区の災害廃棄物の除去・運搬状況を定点観測し、市や環境省と情報共有を行った。



(イ) 災害廃棄物発生量推計

- 現地支援チームの D.Waste-Net の知見を活用し、災害廃棄物発生量の推計を支援します。仮置場の必要性の目安や災害廃棄物処理の事業規模を把握するためのものとして、災害廃棄物発生量の推計にあたっては、災害廃棄物対策指針の技術資料等を参考とし、現地確認等により推計に必要な情報を収集します。
- 推計は自治体担当者とともに実施したほうがよく、推計根拠を明確に伝えます。

【過去の災害対応から】～D.Waste-Net（廃コン協）による対応事例～

- 一次仮置場ではトラックスケールの設置が困難であるため、搬入・搬出で車種・台数・写真記録をとっておけば、ある程度搬入・搬出量が推計できる。
- 平成 30 年 7 月豪雨では、ドローンを用いて広島県内 10 か所の仮置場のひっ迫状況と体積について撮影した。また、現地簡易計測によって仮置場のひっ迫状況について、当該自治体及び県、環境省と情報共有した。



(ウ) 仮置場

①混合状態の解消、分別・レイアウト指導

- 搬入された災害廃棄物が混合状態とならないよう、必要面積が確保され、適切な分別が行われるような対応がとられているかを確認します。やむを得ず、混合状態となっており、腐敗性廃棄物の混在も明らかな場合、仮置場周辺の生活環境への影響を考慮した措置を考える必要があります。

【過去の災害対応から】～災害廃棄物の仮置場における分別～

- 一次仮置場の開設直後は混合ごみになってしまうことが多いが、分別を表示する看板を設置するとともに「見せごみ」を作り、口頭だけでなく実践的に指導を実施した。



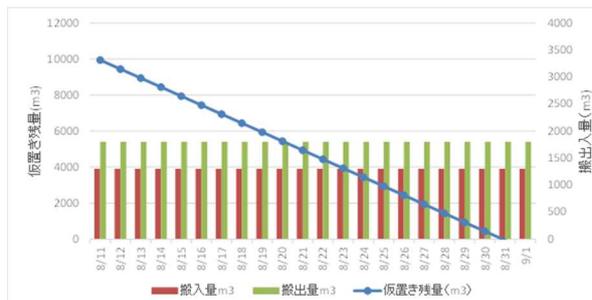
- 広報により仮置場への搬入可能物を周知し、被災自治体の体制に合わせて、通常ルートの方が効率的なものは仮置場へ持ち込ませず、中間処理（破碎・焼却）や資源化しやすいように分別指導をすることが必要である。
- 平成 28 年熊本地震において、仮置場の配置に十分な間隔がなく混合状態に近づいたため、仮置場を一旦閉鎖。再資源化や処分先に積み出しを行い、場内整備を行ったうえで仮置場を再開場した。

②仮置場の不足への対応

- 仮置場への搬入・搬出傾向や被害規模から、仮置場が必要面積を満たしているのか、D. Waste-Net の知見等に基づく見極めが必要になります。仮置場がひっ迫している場合は、搬出先の確保や新たに広い仮置場を確保します。

【過去の災害対応から】～D. Waste-Net（日環センター）による対応事例～

- 仮置場で災害廃棄物体積の計測を行い、排出に要する期間及び車両台数を試算し、計画的な災害廃棄物処理の実施に係る基礎情報として倉敷市及び環境省と情報共有した。



倉敷市 8月8日撮影データに8月10日の状況を赤部で示した

③必要な人員・資機材に係る指導

- 適切な人員・資機材が配置されているかを確認します。仮置きされた廃棄物の山を積み上げ・整地する重機や、搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等の人員の確保に向け、シルバー人材センターへの委託や、他自治体への支援要請等について検討します。

【過去の災害対応から】～仮置場運営における事例（反省点）～

- 平成30年北海道胆振東部地震では、北海道産廃協会に管理を委託したが、人員が足りずに遠隔地から業者をかき集めざるを得ない状況であった。
- 急遽、ゴルフ場を仮置場として活用することとなり、面積的には十分な余力があったが、敷鉄板の確保が遅れ、車両の出入り等でぬかるみ、地表から10cm程度まで廃棄物が埋まってしまう事態となった。
- 地下浸透防止のため、かなり広い範囲に鉄板を敷いたものの、隙間があり、トラックの通行等によりわだちが発生してしまった。鉄板を敷く際は、トラックの通路を配慮し、粉じんやわだち発生防止のために有効活用することが必要。



④二次災害防止への指導

- 仮置場の維持・管理において、危険物や有害廃棄物の管理、粉じん対策、火災対策、台風等の接近による二次災害等の防止に細心の注意を払う必要があります。

【過去の災害対応から】～二次災害防止に係る対応事例～

- 台風が接近したため、JR線路に近い仮置場で、新規搬入を停止して全体にネットをかけてごみの飛散防止を図った。
- 昼の山で温度上昇が確認され、発火の恐れがあったため、各一次仮置場から1か所に集積して移動式破砕機で処理し、他の廃棄物より優先して焼却した。
- 国立環境研究所の指導により、可燃系混合廃棄物の温度を毎日測定し、70℃を超えた場合は、重機で掘り起こしをして放熱するよう仮置場管理会社に指示した。なお、80℃以上の場合は掘削によって酸素が流入し、発火に至る可能性があるため注意が必要である。
- D. Waste-Net (日環センター) は、多量かつ長期にわたって仮置きされている廃棄物層のガス発生状況 (CH₄、H₂S、CO、O₂) の測定及び内部温度の測定を行い、火災発生のリスクについて検討した。



【過去の災害対応から】～消防・警察との連携～

- 仮置場の可燃物近くや作業者がいる場所に消火器等の設置など、火災対策について指示するとともに、消防・警察へ二次災害の可能性を説明し、定期巡回を依頼した。

(エ) 住民やボランティアへの周知

- 仮置場への搬入案内や、分別の品目など、住民やボランティアへの周知度合について確認します。

特に、発災直後の週末からボランティアが支援に入り、片づけごみの排出が加速されますので、社協やボラセン等を通じて、丁寧な周知を行うよう指導を行う必要があります。また、社協やボラセン等には、ボランティア活動のなかで得られた住民からの情報等の共有をお願いしておきます。

【過去の災害対応から】～広報に関する支援事例～

- 住民用、ボランティア用のごみ分別チラシを作成し、避難所掲示板、ごみステーションで掲示した。仮置場受付で手渡しした（繰返し平均10回程度来る）。公民館、コンビニ等にちらしを配架した。収集支援作業員がチラシをポスティングした。また、社協・ボラセンを通じてボランティアへ配布した。
- ボラセンとの打ち合わせに廃棄物担当課・土木担当課と同席し、片付けごみの搬出方法・仮置場への運搬・分別等について説明し、それぞれの役割分担を協議した。
- 近畿環境事務所・大阪府と共同で社協・ボラセンとの連携について事務連絡を発出している。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

○地震により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭から発生したごみ（事業所から発生したごみは受け入れません）

■災害ごみの出し方

①もやすごみ（プラスチック・衣類・布団など）	②木くず（木製家具）
③畳	④大型ごみ（ソファ・ベッドなど）
⑤柱・角材	⑥ガラス・陶器類
⑦金属類（サッシ、雨戸、金属製の棚など）	⑧家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
⑨ブロック・瓦	⑩その他の家電

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。所定の有料袋でなくてもかまいません。
- 生ごみ（腐敗するもの）資源ごみ（びん・缶など）：通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で決められた場所においてください

家電4品目
もやすごみ
金属類
コンクリートがら

瓦
石膏ボード・スレート
ガラス・陶器くず
その他の家電

大型ごみ
畳
木くず
柱・角材

入口
受付
出口

開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00
場所：○○○○○○○○

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ先】○○市環境生活課 電話○○-○○○

※赤字や分別配置図を適宜修正して使用

(オ) 支援要請と支援のマッチング

- 片づけごみの収集運搬や仮置場における重機導入など、自治体への支援が必要となる場合、被災自治体の協定に従って市町村及び都道府県が支援要請を行います。また必要に応じて、国は全国規模の団体へ支援要請を行います。

また、都道府県が市町村からの災害廃棄物処理の一部の事務委託を検討する場合、現地の地方環境事務所を中心に、都道府県に必要な支援を調整します。

- 自治体支援については、支援ニーズの内容を現地支援チームが確認を行い、本省に報告を行います。支援内容に齟齬が出ないように、以下の点について確認を行います。
 - ・ 業務内容（片づけごみの収集運搬等の作業内容の概要）
 - ・ 作業エリア
 - ・ 要請車両台数・車種（パッカー車、ダンプ車等）
 - ・ 作業人員
 - ・ 作業期間
 - ・ 作業量（収集量）
 - ・ 燃料調達
 - ・ 宿泊所（車両の駐車ができる場所）

【過去の災害対応から】～収集支援に係る調整～

- 平成 30 年大阪府北部地震では、大阪府が府内自治体向けに実施した支援・応援の意向調査により、交野市が支援を行った。その他の近畿圏内の自治体に対しては、近畿地方環境事務所が意向調査を行い、奈良県を通じて奈良市の支援を得て調整した。
- 熊本市の収集支援先遣隊と打合せ及び収集場所と搬出先の確認を行った。
- 益城町への収集支援が決まった際、すぐに地元業者に対して、外部からの収集支援は一時的なもので仕事を取るようなものではない旨を説明し、理解を得た。
- 被災市町村の受援の体制が整っていない場合、支援を待ってもらう判断も必要。あるいは、市内のどこへ、どのタイプの車両を向け、どのごみをどの仮置場に運搬するか等の収集運搬計画策定のために支援にきてもらい、市の廃棄物担当職員とともに検討してもらう。
- ボランティアがごみ出しをするタイミングと、収集に行くスケジュールを合わせることで、収集効率が上がることから、ボラセンと調整を行うとよい。



【過去の災害対応から】～収集支援に係る対応事例～

- 支援自治体は収集ルートが分からないため、現地委託業者と一緒に生活ごみの収集を実施したり、瓦やブロックの発生量が多かったため、集中して収集するため関係者を集めての一掃作戦を展開した。

(3) フェーズ3：処理体制確立に向けた支援

災害廃棄物処理フローを確立し、実行計画を策定するための支援を行っていきます。このフェーズでは、専門的知見・経験に基づく支援が要求されるため、総括を担当する職員は、現地支援チーム内において、それぞれの人材や専門能力を適切に振り分ける必要があります。

①廃棄物処理フローの構築

- 災害廃棄物を自区域内の一般廃棄物処理施設で処分しきれない場合は、他の市町村の一般廃棄物処理施設での処分を検討します。また、市町村の一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の施設で処分を行うこととなります。現地支援チームは、被災自治体の意向を踏まえながら、災害廃棄物処理フローの構築を支援します。
- できるだけリサイクルを進めるよう都道府県の災害廃棄物処理計画等を参考に、近隣の再資源化施設の情報を収集し、処理先確保の支援を行います。

②災害廃棄物処理実行計画の策定

- 災害廃棄物処理を計画的に進めるため、必要に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定します。災害廃棄物処理の基本方針や発生量、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を示すものになり、被災自治体の体制に応じて必要な支援を行います。
- 災害廃棄物処理実行計画は、災害報告書の基本情報として用いることができます。

【過去の災害対応から】

- 各被災自治体が災害廃棄物処理実行計画案を作成するため、D. Waste-Net が災害廃棄物発生量推計や処理フロー作成支援を行った。その後の処理の実態や進捗状況に合わせて、被災自治体は処理フローや実行計画を見直し改定を行った。

③損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去制度の仕組みづくり

- 復旧復興に向けて、公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）や宅地内のがれき混じり土砂等の撤去に向けたスキームを被災市町村が構築することとなります。なお、公費による損壊家屋等の解体をどこまで対象とするのか、環境省から発出される事務連絡の内容を読み込んでおく必要があります。
- 住民からの問い合わせ窓口の設置、基本的な回答事例集の用意、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の標準単価の設定、要綱の策定など、専門的知識を要する支援が必要になる場合がありますので、自治体の対応能力に注視が必要です。

【過去の災害対応から】～被災経験のある自治体による支援～

- 平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等において、災害廃棄物運搬処分の契約、損壊家屋等の撤去・解体のスキーム、補助金の事務手続き等について、過去の被災自治体（宮城県、熊本県、熊本市、常総市、朝倉市、西原村等）からの助言が効果的であった。

(4) フェーズ4：補助金事務等の継続支援

災害廃棄物処理にあたっては、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を主に活用することになります。また、土砂撤去など、他省庁の補助事業との組み合わせで、自治体は災害廃棄物処理を進めていく場合もありますので、補助制度については、環境省から発出される事務連絡等を読み込み、自治体の不安解消を図っていくことが求められます。

①補助制度の活用支援

- 災害関係業務事務処理マニュアルに基づき、自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金の事務を進めています。対象となる事業や補助対象範囲については、自治体からの疑義照会も多く出されますので、質疑応答集にも目を通しておく必要があります。
- 災害報告書作成業務は、多くの自治体が未経験であり、業務の見通しが甘くなる傾向があります。災害報告書提出までのスケジュールや必要な業務負荷を、被災自治体が確実に把握できるようアドバイスを行っていく必要があります。
- 災害査定に向けては、発注業務に関する契約締結時期や業者選定方法、業務内容、価格の妥当性が必ず問われることから、写真や日報等の根拠データについて、早い段階で資料整理を行っておくよう、被災自治体へのアドバイスも必要です。

【過去の災害対応から】～廃コン協による対応事例～

- 廃コン協は、清算に必要となる書類整備のため、業者の稼働時間、車種、車番を記載した日報、車両積載状況写真を提出することについて助言を行った。

(5) 現地支援チームの撤収タイミングについて

撤収タイミングについては、災害の規模や被災自治体の対応状況によって異なります。大まかな目安として、災害廃棄物処理実行計画が策定できた頃が、処理の目途が立つため、被災地域の地方環境事務所に任せられると考えられます。しかし、大規模災害により広域での被害が発生した場合、地方環境事務所による支援に移行できない場合も考えられますので、被災自治体を管轄する地方環境事務所との確認を十分に行います。

別添

- 現地支援チーム 日報
- 現地支援チーム情報共有シート
- 参考資料 1 災害廃棄物対策として重要な資料
- 参考資料 2 災害廃棄物処理の基本原則・特例
- 参考資料 3 災害廃棄物対策現地支援チームQ & A集

現地支援チーム 日報

災害名	〇〇年豪雨災害
報告書作成日	〇〇年〇月〇日 (△)
報告書作成者	〇〇 〇〇

支援先自治体	〇〇市
現地支援チームメンバー	環境省（本省）： 環境省（地方環境事務所）： D. Waste-Net： 自治体（支援）： その他：
【現状・課題・対応事項等】 ・ ・	
【写真】	

【特記事項等】

現地支援チーム情報共有シート

年 月 日 時点

自治体		
担当部署名		
市役所所在地/連絡先		TEL
出張所名称所在地/連絡先		TEL
		TEL
担当者役職/氏名/連絡先		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
被災地の状況	被災状況の全体像	(例) 災害対策本部から随時入手可
	道路交通状況	(例) 不通区間を把握。
	電気・ガス・水道	(例) 停電地区あり。焼却工場停止中につき要注意。
	自動車燃料供給状況	(例) 営業中ガソリンスタンドの情報は、〇〇より入手可
都道府県の対応		(例) 〇〇課が対応。市町村からの報告を集計中 県の協定活用に向け、すでに調整に入っている。
被災市町村の体制	災害廃棄物処理計画	(例) ない
	災害廃棄物処理に対する理解	(例) 2年前台風10号による補助金対応あり
	人員体制	(例) 専従人員
	一般廃棄物の処理体制	(例) 一部事務組合とのコミュニケーションがとりにくい
	廃棄物収集運搬・処理事業者との協定や関係性	(例) 県協定で調整中
	支援の必要性	(例) 全都清へ打診中。支援要請の規模を検討中
	自衛隊・消防・警察等其他省庁との連絡体制	
住民広報・マスコミ対応能力		
廃棄物処理及びし尿処理	通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬	
	一般廃棄物処理施設の稼働状況	
	し尿処理施設の稼働状況	
災害廃棄物の発生状況	片付けごみの排出状況	
	集積所の排出状況	
	集積所のうち勝手仮置場の発生状況	
	一次仮置場の開設・運用状況	
	ボランティア・社協等との調整状況	
【特記事項】		

参考資料 1 災害廃棄物対策として重要な資料

現地支援へ入る前に、以下の資料に目を通しておきます。

名 称	資料概要
①災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ	東日本大震災を踏まえ、災害廃棄物対策の全体像や初動対応について http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/teaching_material_01.pdf
②災害廃棄物処理パンフレット	災害廃棄物処理の流れについて http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf
③廃棄物処理行政事務の手引き	廃棄物処理業務に携わる市町村の担当者向けの災害に備えて知っておくべき基本的な内容や災害時に必要となる行動と対処方法について http://kanto.env.go.jp/mat01_tebiki.pdf
④災害関係業務事務処理マニュアル	災害等廃棄物処理事業補助金等の内容について http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf
⑤災害廃棄物対策指針	自治体の災害廃棄物対策の推進を目的に、平時の備えに加え、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策に関する基本的事項について http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html
⑥自治体の災害廃棄物処理計画	災害廃棄物処理計画を策定している場合、自治体はその計画に基づき行動することになるため、確認をしておく。
⑦地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画	地域ブロックごとの広域的な支援・連携体制について

災害廃棄物処理の基本原則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、**円滑かつ迅速に処理**されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該**廃棄物の発生量が著しく多量**であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、**将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保**するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、**適切に役割を分担**するとともに、**相互に連携を図りながら協力**するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律の概要

平成27年法律
第58号

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 > 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 > 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 > 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 > **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 > **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後**でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての**指針を定めることとする**。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

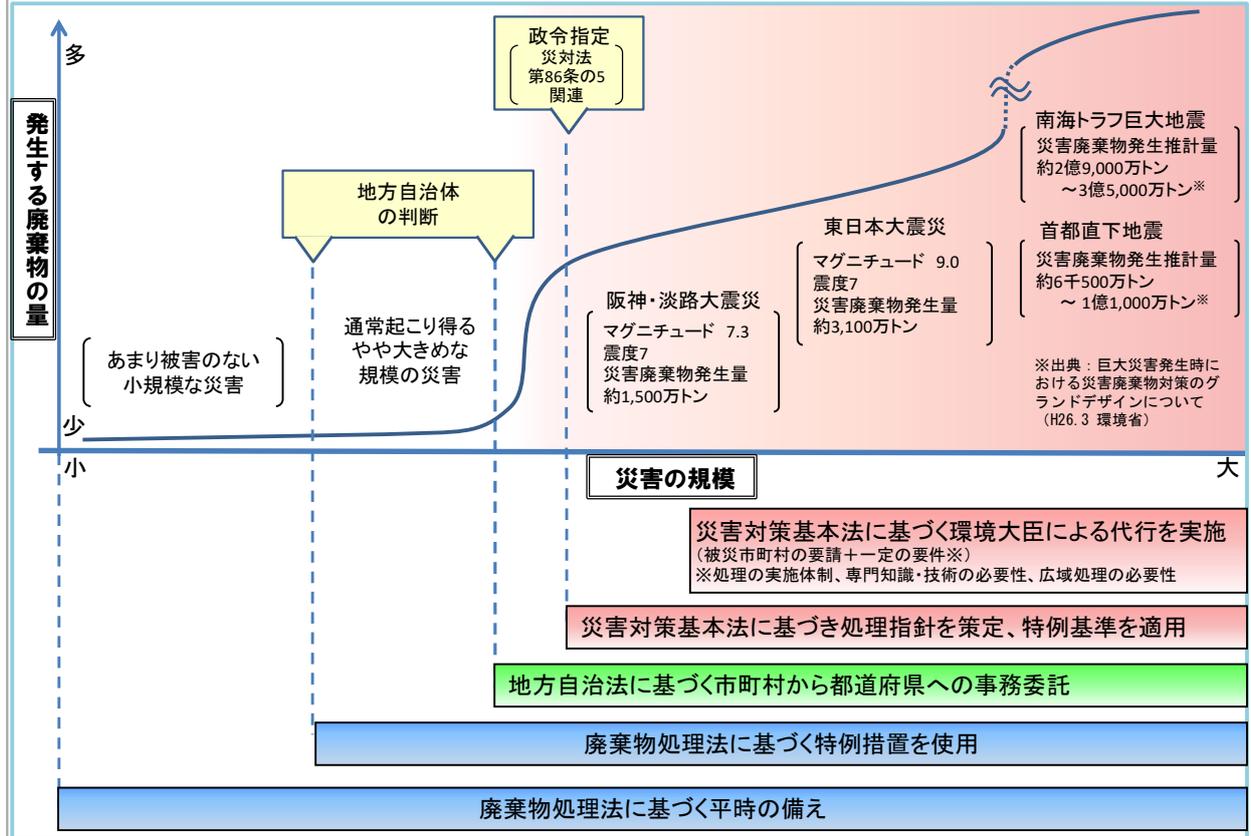
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする**。

3 施行日

・ 平成27年8月6日(公布の日から起算して20日を経過した日)

新たな災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



非常災害時の廃棄物処理の特例

① 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

(廃棄物処理法第9条の3の2)

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

② 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

(廃棄物処理法第9条の3の3)

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

③ 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

④ 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例

(廃棄物処理法施行令第4条第3号)

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

(※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・ 委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・ 欠格要件に該当しないこと
 - ・ 再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・ 一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

参考資料3 災害廃棄物対策現地支援チームQ & A集

本資料では、現地でよく受ける質問をまとめているが、災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月版）（以下、「M」とする）や過去の災害時に発出された事務連絡等を参考としているため、現地に入る際は、最新情報を確認しておく。

○災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。（参考：M問10）

○災害の発生から事業の完了までの大まかな事務手続きは次の通りである。

（1）災害報告

異常な天然現象によって、災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村等は都道府県を通じ被害の状況を管轄の地方環境事務所に報告する。通常、災害廃棄物の発生等、被害が見込まれる災害が発生した場合には、地方環境事務所より事務連絡にて被害状況の報告の依頼を行っている。

（2）災害報告書の作成

補助金の申請をしようとする場合には、災害報告書を作成のうえ、申請を行う。

（3）災害査定

査定官及び立会官により、災害査定を行い、事業費の確定を行う。

（4）補助金交付手続き

災害査定が終了し事業費が確定されると、環境省より「限度額通知」を送付するので、補助金交付申請手続きを行う。事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付を受ける（補助金交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請と実績報告を同時に行う場合もある。）。

○災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。（参考：M問11）

○被害状況の速やかな把握に努め、都道府県を通じて管轄の地方環境事務所に報告をいただきたい。

○大規模な災害が発生した際には、内閣府（防災）において、全省庁所管分の被害状況を取りまとめており、環境本省では、いただいた報告をもとに内閣府（防災）に登録を行っている。

○また、災害廃棄物発生時の対外的な関心事項としては、どのくらいのスケジュールで応急対応が完了するのか、仮置場の設置はどうか、といった情報であり、できるだけ詳細に報告いただきたい。

○事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。(参考：M問13)

○年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、都道府県を通じ環境省までお問い合わせいただきたい。

○災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されている市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。(参考：M問15)

○原則として一部事務組合が申請者となる。

○ただし、災害廃棄物は、通常のごみ処理と異なり、突発的かつ大量のごみが一時的に排出されることから、円滑かつ迅速な処理の必要上、構成市町村と一部事務組合との間で災害廃棄物の処理に関して何らかの取り決めをするのであれば、構成市町村を事業主体として申請することは可能である。

(前例)平成23年東日本大震災 福島県白河市・矢吹町ほか及び白河地方広域市町村圏整備組合東日本大震災においては、膨大な災害廃棄物等が発生したため、一部事務組合と構成市町村との間で役割分担を行い、それぞれが申請を行った。

○災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。(参考：M問17)

○新たな異常な天然現象により被害が拡大した場合には、災害等廃棄物処理事業の場合、基本的には、前災と後災を合わせて申請することとなる。ただし、同一市町村であっても被災箇所が区分できる場合には分けて申請することとなる。また、施設復旧事業の場合は、前災のみに係る査定を受け、その後、後災に関する査定を受ける場合もある。

○申請の考え方としては、前災と後災の切り分けができない場合には、後災が発生から1ヶ月以内であれば、後災を含めて前災の被害状況を修正し前災として申請、発災から1ヶ月以上であれば、前災を取り下げて前災を含めて後災として申請することとなる。

○災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。(参考：M問20)

○原則として、発災した年の12月末までに終了する必要がある。ただし、財務局等との調整の結果、1月以降に査定を行うこともありえる。

○これは、負担法第4条において、「その年の一月一日から一二月三十一日までに発生した災害につき・・・」とあり、災害復旧事業については年災の考え方(年度ではない)が取られており、環境省においてもこれに準じて災害査定を行っているためである。

○なお、他省庁では発災後概ね2ヶ月以内に行っている事業もあり、事業完了前でも査定

は可能であるので、できる限り早期の査定をお願いしたい。

○申請前に事業着工することは可能か。(参考：M問22)

○災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設復旧事業では、申請前に事業着工をすることが可能である(いわゆる施越事業)。事業着手に際しては、事後に行われる災害査定に備えて、都道府県を通じ地方環境事務所等の担当者と密に連絡願いたい。

○災害等報告書の作成上の留意点は何か。(参考：M問23)

○災害等報告書は、国庫補助申請の意思表示となる重要な書類であり、環境省は提出された災害等報告書に基づき災害査定を行い被害額の確定を行うこととなるから、内容は明瞭に作成する必要がある。

○特に留意すべき点は、

- ・災害発生の事実について公的データが整えられているか
被災＝補助対象ではないため、災害原因が採択要件を満たしているのかの事実を証明することが必要。
- ・被害の概要が明らかになっているか
写真や地図等を用いて具体的に被害の概要、程度等が明らかにすることが必要。
- ・算出された事業費は適正か。また、その根拠は妥当か。
計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等はそれぞれ合理的かつ適正か。

○特に机上調査の場合にあっては、実地調査要領第2(調査の方法)(2)において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害の概要等を示す写真等の資料の準備が不可欠である。

○写真の対象について、どのようなところを撮影しておけばよいか。

○災害等報告書に添付する必要がある写真は、①被害状況が確認できるもの、②災害廃棄物の収集運搬等が確認できるもの、③仮置き場での状況(災害廃棄物の発生状況)が確認できるもの等が必要、特に、生活環境保全上の理由が認められるかどうか判断に迷ったものを処理した場合には、その証拠になりうるような写真を撮っておくことが望ましい。

○災害査定を受ける場合の留意点は何か。(参考：M問28)

○災害査定を受ける場合に際しての留意点として考えられる点を列記すると下記の通りである。

(申請段階)

- ・現地を十分に把握した上で申請をすること。特に、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況が明瞭であること
- ・過年災害との重複申請をしないこと
- ・災害原因を公的データで確認し、採択要件に合致しているか確認すること
- ・災害報告書に添付した書類のほか、写真や処理実績等の分かる資料を準備しておくこと

(写真)

- ・机上査定にあたっては、被災事実と被害量等が十分に確認できるようなものを準備すること。
- ・被災後査定を受けるまでに時間を要するため、被災状況が不明確になるケースもあるので、作業状況や被災状況の写真を事前に準備すること

(現地調査)

- ・災害報告書との整合性を十分に留意し説明をすること

○災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。(参考：M問36)

○地方環境事務所においては、査定結果を環境本省に報告するため、実地調査要領第9(報告)に基づき、別紙様式1(立会官と意見が一致しなかった場合または調査額が1億円を超える場合には別紙様式2も含む)と朱入れを行った災害報告書を環境本省あてに送付願いたい。

○市町村においては、上記の報告があった後、環境本省より限度額の通知を送付するので、補助金交付の申請に向けた準備をお願いしたい。

○災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。(参考：M問37)

○事業内容の変更が生じた場合には、個別に環境本省あてに相談いただきたい。

○補助金の概算払は可能か。(参考：M問38)

○環境省の災害関係事業は、(目)補助金で予算措置がなされており、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条の規定により、概算払ができる経費として指定されている。そのため、災害査定後、速やかな支払を希望する市町村については、概算払について早めに(災害査定前から)相談を環境本省あてに相談いただきたい。交付決定後、環境本省より財務本省に概算払協議を行うこととなる。

○ただし、年末近くになって災害査定が行われた場合には概算払協議に要する時間が取れなくなることから、ご希望に沿えない場合もあり得る。

○災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。(参考：M問39)

○補助対象外である。

○被災した家屋の解体費は補助対象か。(参考：M問42)

○補助対象外である。

○被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものであり、補助対象外である。ただし、阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨においては、極めて甚大な被害が生じたことに鑑み、家屋の解体費を特例として補助対象としたところである。

○災害により被災した家屋解体のがれきについて、収集・運搬・処分は補助対象か。(参考：M問44)

○災害により被災し、所有者自らが解体した家屋のがれきについて、解体後のがれきについては、被害状況が半壊以上の被害家屋が補助対象となる。

○搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。(参考：M問45)

○交付方針2. 補助対象経費(5)において、運搬に必要な最小限度の道路整備費が計上されており、災害等廃棄物の運搬車両が通行できるよう整備をするための経費は補助対象となり得る。

○申請にあたっては、災害等廃棄物を処理するにあたって、当該搬入道路や敷鉄板、砂利敷等を敷設しなければならない必要性について十分に整理をする必要がある(災害査定時に必要性を十分に説明しきれずに、査定官が必要性を認めず補助対象外とした事例もある)

○災害査定時に必要な資料の例としては、図面等の枚数や範囲が確認できる資料、写真、必要数量の算出根拠資料などが挙げられる。

○中小企業から排出された災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。(参考：M問54)

○中小企業(個人商店を含む)から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物となって一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合は、補助対象となる。

○なお、中小企業とは、中小企業基本法第2条の規定による中小企業を言うが、これによ

りがたい場合には、個別に環境省まで相談いただきたい。

○被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。(参考：M問58)

○他市町村へは協定、覚書又は委託契約などが、処理業者への委託契約が必要である。発災直後は口頭連絡等でやりとりをしていたものであっても、口頭約束のみでは補助対象としては認められず、追って書面での契約等を行いその内容が確認できるよう留意されたい。

○交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。(参考：M問61)

○両方の事業を合わせて申請する。

○木質系の廃棄物をリサイクルする際、用途によっては再分別や洗浄が必要となるが(塩分や土砂等の除去)、補助対象となるか。(参考：M問64)

○災害等廃棄物の処理に必要な経費として補助の対象である。

○海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。(参考：M問70)

○海岸保全区域内の漂着ごみ被害については補助対象外である。

○震災により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。(参考：M問71)

○市町村設置型の浄化槽は廃棄物処理施設災害復旧事業の補助対象であり、災害廃棄物処理事業の対象ではない。なお、個人設置型の浄化槽は、廃棄物処理施設災害復旧事業においても補助対象外である。

○施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。(参考：M問73)

○災害により発生した廃棄物を他施設へ運搬し処理する際の運搬費は補助対象であるが、平時に処理を行っている廃棄物について、他施設へ運搬して処理を行う際の運搬費は補助対象外である。

○「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。(参考：M問75)

○質問の事業内容は補助対象である。

○委託料は、市町村から他の地方公共団体や民間事業者へ委託する経費が含まれるものであり、補助対象か否かはその委託業務の内容により採否を決定することとなる。

○なお、委託業務の内訳に含まれる諸経費は、実地調査要領の規定により補助対象外となる部分もあるので留意が必要となる。

○仮置場の原形復旧費は補助対象か。(参考：M問83)

○原則として補助対象外であるが、公園等の人が多く立ち入る公共性の高い場所の場合には、表層に残ったがれきを除去するため、表土をはぎ取り、土入れを行うことは補助対象である。

○仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。(参考：M問84)

○補助対象である。

○収集した災害廃棄物にアスベストやPCB等の有害物質が含まれていないかを確認するための検査費用は補助対象か。(参考：M問86)

○通常行われている検査や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

○家屋解体が補助対象とならないのはなぜか。(参考：M問88)

○家屋については、個人の資産であり、災害により被災した解体が必要な場合は、所有者の責任で行うべきものであり、市町村に解体の責任はない。従って、災害等廃棄物処理事業では、家屋の解体費用については、補助対象外としている。なお、半壊以上の家屋について、所有者が解体した後のコンクリートがら等について市町村が処理を行う場合は、補助対象としているところである。

○災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象か。(参考：M問91)

○停電によって商品等が直ちに廃棄物になるとは考えにくいため、原則として対象外である(本来、所有者において移動等の措置を講じるべき)。

(補助対象とした前例)

・地震及び津波により漁港の冷凍倉庫が被災した上、さらに停電をしたことによって、

保管していた魚が腐敗し生活環境保全上の支障が生じた事例について、海洋投入処分等を行う経費について補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）。

○災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託する場合、その費用は補助対象か。（参考：M 問 93）

○原則として補助の対象外であるが、近年は膨大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の量も膨大になる場合もあり、その処理にあたっては、市町村担当者のみでの対応では困難となる場合も想定されることから、個別に相談をいただきたい。

○災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。（参考：M 問 96）

○工事現場等で通常行われている測定や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

○市町村が産業廃棄物として処理した経費は補助対象か。（参考：M 問 99）

○災害等廃棄物処理事業においては、災害廃棄物を市町村が生活環境保全上必要があると判断し、処理を行ったものであれば補助対象となる。

○消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。（参考：M 問 103）

○市町村が生活環境の保全上必要があると認め、自らの事業として処理を行うのであれば、補助対象である。

○太陽光パネルの取扱いについて。

○太陽光発電設備の太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成され、モジュールが破損していても光があたれば発電することから、取扱いに注意し、安全性に配慮する必要がある。

（参考）環境省にて、太陽光発電設備の保管及び処理の留意事項を含む、既存の法制度や留意事項といった基本的な事項を整理した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を作成している。

○施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象か。（参考：M 問 112）

○当該崩落により施設に被害を及ぼし、施設の運営に支障が出ている場合、施設の稼働に直接必要となる部分については補助対象である。

○自治体による全壊家屋の撤去開始前に、既に所有者等が自らの宅地内の全壊家屋の撤去を終了させた場合の撤去費用の償還について、補助の対象となるのか。

○生活環境保全上の支障があるとして自治体が撤去を行う必要があると判断した場合は、補助対象である。

(業者に対する全壊家屋の撤去の委託を家屋所有者による事務管理(民法第697条)と解して、民法第702条第1項又は第2項に基づき、自治体に当該費用を請求するという法律構成を取った場合)。